

演劇, ダンス等の芸術表現を通じた コミュニケーション教育の推進

～ダンス及び舞踊教育からの検討～

高橋るみ子・児玉孝文^{*}・野邊壮平^{**}

A Promotion of Communication Education through Art Expression in Drama and Dance

—A Study from the Perspective of Dance and Dance Education—

Rumiko TAKAHASHI・Takafumi KODAMA・Souhei NOBE

1 はじめに

2010年4月、「青年団」のホームページに、劇団を主宰する平田オリザ氏の「新年度にあたって文化政策をめぐる私の見解」がアップされた。その内容は、朝日新聞大阪本社版3月19日付夕刊の「劇場法」(仮)が誤解と混乱を招いたことに対する、平田氏の文化行政における立場(内閣官房参与)と見解を示したものである(青年団, 2010)。その中で、平田は、セミプロレベルで活動を続けたい劇団が活用できる新しい枠組みとして、試行中の「演劇, ダンス等の表現手法を用いた, 計画的で継続的なワークショップを実施する取り組み」(事業名は「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」(以下, 「芸術表現体験事業」と言う。))について述べている。次に一部を引用して示す。

劇団, アーティストへの支援制度とコミュニケーション教育

・・・セミプロレベルで活動を続けたい劇団が活用できる新しい枠組みとして、「演劇, ダンスなどによるコミュニケーション教育制度」を、すでに実現しました。これは、アーティストが学校に行って、演劇などを使った様々な授業を展開することで、日当35,000円が支給されるというものです。週に1, 2回, この事業に参加すれば, アルバイトをしなくても十分に食べていける収入が確保でき, 演劇活動に専念することもできます。この制度は, 既に平成22年度に, 演劇による試行ということで2億円の予算がつけました。鈴木寛文科副大臣は最終的に200億円規模の事業を目指したいと考えています。私は, 再来年度以降は, 美術, 音楽, メディアアートなどにも, この枠組みを広げていきたいと考えています。このコミュニケーション教育の拠点も, 官民間問わず, 劇場, 音楽ホール, 美術館, 地域のNPO, 劇団などが担うこととなります。私は, このスキームを拡充すれば, 地域に5,000人の実演家の雇用が確保されると考えています。鈴木副大臣が考える200億円が仮に実現すれば, それを5,000人で割ると, 400万円, アーティストがアルバイトをしなくても十分に食べていける収入といえ

* NPO法人MIYAZAKI C-DANCE CENTER

** NPO法人MIYAZAKI C-DANCE CENTER

ます。この数字は、現存する天下りを廃し、アーティストや制作者に直接お金がわたるシステムを構築すれば、十分現実的なものだと思います。前述の「劇場支援」においても同様に、不要な天下り、役所からの出向等を廃し、地域で5,000人の雇用を確保したい。併せて10,000人の舞台芸術関係者の雇用を確保したいというのが、私の願いです。

実演家の雇用確保を目的に走り出した「芸術表現体験事業」ではあるが、わが国の舞踊教育の歴史を振り返ってみても、ダンス・舞踊に特定した教育制度というものは見当たらない。本来ならば、舞踊教育の専門家をはじめ多くのダンス関係者が、この「芸術表現体験事業」に大きな期待を寄せて然るべきである。しかし、雇用の対象となる振付家及びダンサー、舞踊団等が新制度に興味・関心を示しているといった情報は聞こえてこない。また、舞踊教育から新事業について論じた先行研究も見当たらない。少なくとも、平成24年度に完全必修化される中学校ダンスの取り扱いについて、円滑な実施ができるよう指導の充実を図っている関係者からは、今年度の試行が“なぜ演劇だったのか”“なぜ演劇とダンスではいけなかったのか”，あるいは“なぜダンスではいけなかったのか”を問う声が上がって欲しいところである⁴¹。

ダンスは、「学校体育指導要綱（文部省）昭和22年」において、「『ダンス』と領域名称をとり、はじめて、文化と教育が名称上にも同一の地平に立つことになった。」（松本，1992 b）。それから60年以上が経過したが、前述の中学校の必修化を受けてダンスの授業計画を調査した中村（2010）も報告しているように、筆者は、この10年の学校ダンスについて、子どもたちの興味・関心は身近に溢れるリズム系のダンスに向かい、“作品をつくり上げる”プロセスを体験する「表現」（小学校）及び「創作ダンス」（中・高等学校）を楽しむ児童・生徒は大幅に減少していると感じてきた。そうした時期の、講師の派遣分野を演劇とダンス・舞踊等に特定し、応募要項（案）に、「芸術表現手法を用いた実技指導等により、児童生徒が作品をつくり上げる」（文部科学省，2010 a）と明記した「芸術表現体験事業」の実施は、「表現」や「創作ダンス」に児童生徒の目を向けさせるチャンスと言っても過言ではないであろう。

本論文は、平田氏の願いである実演家の雇用確保を視野に入れつつ、「芸術表現体験事業」の今年度の試行が“なぜ演劇とダンス・舞踊ではなかったのか”について分析し、新事業の実践や舞踊教育に及ぼす影響を考察する。併せて、次年度（平成23年度）のダンス・舞踊分野での試行を前提に、学校におけるワークショップを希望する振付家・ダンサー（以下、「アーティスト」と言う。）のための研修モデルを作成・実施し、課題等を明らかにする。

2 学校における芸術表現を通じたコミュニケーション教育の推進

文部科学省事業の「芸術表現体験事業」は、文化庁新事業「子どものための優れた舞台芸術体験事業」の一部として、今年度から全国292の学校で実施されている（文部科学省，2010 b）。事業の開始に伴い、平成22年5月には、子どもたちのコミュニケーション能力の育成（以下、「コミュニケーション教育」と言う。）を図るための具体的な方策や普及のあり方について調査・検討を行う「コミュニケーション教育推進会議」（以下、「推進会議」と言う。）が設置されている（文部科学省，2010 c）。「推進会議」は、新事業の経過や学校の現状などを見ながら、1年程度をかけて、演劇、ダンスの芸術表現を用いた学習プログラムの開発を含む5つの事項を調査・検討する（文部科学省，2010 e 文化庁，2010 a）。

以下は、「推進会議」の調査・検討事項である。

- 新学習指導要領における言語活動の充実に資する効果の検証
- 国語をはじめとする各教科の学力や学習意欲等との相関関係の分析
- 演劇，ダンス等の芸術表現を用いた学習プログラムの開発
- 容易にキレルなどの問題行動への効果の検証
- 課題や成果の共有，解決策の検討

図1の「コミュニケーション教育推進会議」及びWG委員の所属と専門分野は、公開されている「推進会議」の資料（文部科学省，2010 f・文部科学省，2010 g）から、筆者らが作成したものである。各委員の所属及び専門分野等から推測する限りではあるが、「推進会議」とその子会議のワーキング・グループ（以下、「WG」と言う。）に、舞踊教育を専門とする委員が入っていない。

所属	推進会議	教育WG	連携・推進WG	専門分野、その他
都道府県	1	0	0	市長
教育委員会	1	1	2	教育長・指導主事
大学 大学院	1		4	校長・教諭3
研究所	3	2	0	総長・教授5 教育学・国語科教育・音楽科教育・ メディアデザイン・ワークショップ論・ 演劇的表現活動
実演家 劇団等	1	1	0	演出家・振付家
NPO法人 劇場	2	2	4	アートNPO法人・公共劇場
(合計)	10	14	10	

図1 「コミュニケーション教育推進会議」及びWG委員の所属と専門分野等
(作図：高橋ら・出典：文部科学省，2010 f・文部科学省，2010 g)

それは、「議事録要旨」（文部科学省，2010 g）の各委員の発言内容を見ても明らかで、小学校体育科の領域「表現運動」及び中・高等学校保健体育科の領域「ダンス」（以下、「学校ダンス」と言う。）の取り扱いや実態に詳しい委員ならばあって然るべき発言がない¹²。一方の演劇は、劇作家・演出家の平田オリザ氏が「推進会議」の座長である。

「推進会議」の目的（前述）からすれば、委員の人は重要であり、筆者ら以外にも、なぜ舞踊教育の専門家に対して委員の委嘱がなかったのかと疑問に思う関係者がいても不思議ではない。この委員の人の選の問題やそれを指摘する声がかいてこないこと等については改めて追及・報告するものとし、本論文では、「推進会議」に舞踊教育の専門家がいないことが、「推進会議」で検討されることになっている学習プログラムの開発や、今後のダンス及び舞踊教育に及ぼす影響について明らかにする。

図2は、「芸術表現体験事業」の今年度の実施内容（文部科学省，2010 b）を，筆者らがグラフ化したものである。今年度は演劇での試行ということで，演劇の実施数の多さに目が行くが，注目すべきところは分野であり，「音楽」がないところである。音楽（合唱，合奏等）は，メディア表現や朗読とともに「その他」に含まれている。



図2 「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」平成22年度実施内容
（作図：高橋・出典：文部科学省，2010 a）

この「音楽」の取り扱いに対し，WGの委員から，子どもの育成に資する「芸術表現体験事業」の趣旨に則り，分野を分類した表記は不必要である⁴³といった意見が出されている（文部科学省，2010 g）。コミュニケーション教育推進の必要性から，あえて“演劇，ダンス・舞踊等”とした「芸術表現体験事業」が，本格的な実施を見る前に足元から揺らぎかけていると言える。それに対し，舞踊教育からの，今年度が演劇での試行ならば，当然平成23年度はダンスで試行すべきだと声を上げるような，積極的な働きかけが必要であろう。未だ教育課程に位置づいたことがない演劇と異なり，ダンスには教科の中で積み上げてきた実績がある。これまでの学校ダンスの実績を「芸術表現体験事業」に活かすことで，よりコミュニケーション教育の推進を図ることができるはずである。また，必要であるなしは別として，演劇との差別化を図ることも可能になるであろう。

そこで，次章（第3章）では，「芸術表現体験事業」と文化庁の新事業「派遣事業」（前述の「子どものための優れた舞台芸術体験事業」の内容）とを比較し，「芸術表現体験事業」の中に，平田氏の願いやコミュニケーション教育の意図（前述）がどのように反映されているかについて述べる。続く第4章では，「推進会議」の議事録等から，委員に舞踊教育の専門家がいなかったことがなぜ問題なのかを指摘し，それらが「推進会議」が調査・検討する学習プログラムの開発や，今後のダンスと学校ダンスに及ぼす影響を推測する。そして，第5章では，学校でのワークショップを希望するアーティストのための研修モデルを作成し，「芸術表現体験事業」の要となる芸術家派遣にかかわる問題及び課題について考察する。

3 児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する「芸術表現体験事業」

実現した「芸術表現体験事業」の実際に，平田氏が構想する実演家の雇用確保の意図は反映されているのか。文部科学省事業の「芸術表現体験事業」の応募要領（案）（文部科学省，2010 a）と，文化庁新事業の「派遣事業」の実施要項（文化庁，2010 b）との比較から明らかにする。

比較の対象とした「派遣事業」は，平成21年度の実施で廃止となった文化庁事業「学校への芸術家派遣事業」が，今年度から名称を変えて，「子どものための優れた舞台芸術体験事業」の内容として実施されているものである（文化庁，2010 b）。図3は，2つの事業の応募（募集）要項について，本論文とかかわる部分を抜粋・引用し，それらを筆者らが対照表に表したものである。

比較項目	文部科学省新事業	文化庁新事業
1. 趣旨	芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等の実技指導を実施することにより、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	次代の文化の担い手となる子どもたちが、一流の芸術家の派遣による講話、実技披露、実技指導を体験することにより、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養い、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、優れた才能の芽を育て、将来の観客層の育成を図る。
2. 対象	全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童・生徒	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童・生徒や教員、保護者
3. 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・応募申請に基づき選定する。 ・特定非営利法人等国内の法人、又は公共や民間の劇場に所属する芸術家や劇団員等（以下「芸術家等」と言う。）を派遣する。 ・表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等の実技指導（講話、実技披露などを含む。以下「実技指導等」と言う。）を行う。 	<p>いずれかを目的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①講話を行い子どもたちに芸術に関する関心を高める。 ②実技披露を行うことにより、優れた芸術を鑑賞させる。 ③ワークショップ等の実技指導を行い文化芸術を身近に体験させる。
4. 派遣回数	講師の派遣回数は原則として3回以上12回以内とする。	同一講師における実施回数は原則として3回以内とする。
5. 教育課程	開催校は、原則として、実技指導等を指導計画に位置づける。	
6. 講師（被派遣者）	<ul style="list-style-type: none"> ・講師となる芸術家等は、原則として、特定非営利法人等国内の法人、又は公共や民間の劇場に所属すること。 ・講師は、学校教育における指導の一部を担うことを鑑み、教育的な効果や学校教育に対する理解、講師本人の経験などを総合的に勘案し、学校の設置者又は校長が適正と認める者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被派遣者は、当該分野において優れた活動を行っている芸術家。 ・人選は、開催地の都道府県等から推薦を受け、文化庁長官が決定する。
7. 申請方法	開催校は講師となる芸術家等の内諾を得た上で申請する。	開催校等が講師となる芸術家等の内諾を得た上で申請書類を記載する。
8. 派遣分野	演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇等）、ダンス・舞踊（ダンス、バレエ、現代舞踊、日本舞踊等）、伝統芸能（能楽、人形浄瑠璃等）、大衆芸能（落語、講談等）上記以外でも、芸術表現手法を用いた実技指導等により、児童生徒が作品をつくり上げることを通して、コミュニケーション能力の育成に資するものは、実施可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽（声楽、ピアノ、バイオリン、パーカッション、琴、三味線など） ・演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など） ・舞踊（バレエ・現代舞踊、日本舞踊など） ・大衆芸能（落語、漫談、漫才、浪曲など） ・美術（彫刻、日本画、洋画、版画、書、写真など） ・伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、和太鼓、雅楽など） ・文学（俳句、朗読など） ・生活文化（囲碁、将棋、華道、茶道和装など） ・メディア芸術（メディアアート、映画、アニメーション、マンガなど） <p>これ以外の分野でも、子どもたちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものは、実施可能。</p>

9. 会場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として開催校の学校施設（教室・体育館） ・成果発表等の実施において、児童生徒及び参加者を収容できないなどの特別な事情がある場合には、文化施設等の適切な場所でも実施することもできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催校の学校施設を原則とする。 ・複数の学校が合同で開催する場合や全校生徒を収容できるスペースが無いなどの場合は、文化施設等の適切な場所でも実施することができる。
10. 主催者	文部科学省初等中等教育局	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁 ・都道府県等、開催校及びその設置団体、必要に応じて会場の管理者、市（区）町村等
11. 謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師（主実技指導者）1名につき補助者は最大5名まで謝金の支出を負担する。 ・講師は最大5名まで、補助者は最大25名まで謝金の支出を負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導者は原則1名。 ・通常の講演活動を2人組で行っている場合は、講師を2名まで認める。 ・補助者が必要な場合には、最大5人分まで謝金を支払う。
12. その他経費	実技指導等に係る経費 ・消耗品などの教材費 ・楽器の運搬等に係る経費 開催校における実施分400,000円内 （1校あたりの上限）	講演等諸雑費 ・楽器運搬費 ・研修教材費 ・その他諸雑費 単独校での開催実施分50,000円以内、文化施設等での合同開催実施分100,000円 （一か所あたりの上限）

図3 「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」と「派遣事業」との比較
 （作図：高橋・出典：文部科学省，2010 a・文化庁，2010 b）

なお、「芸術表現体験事業」の平成22年度予算1億9,600万円は、この「子どものための優れた舞台芸術体験事業」の平成22年度予算50億円の“内数”となっている（文化庁，2010 a）。図4は、これら旧事業を含めた文化庁新事業と文部科学省の新事業の連携について、文化庁のポンチ絵（文化庁，2010 b）を参考に、筆者らが作図したものである。

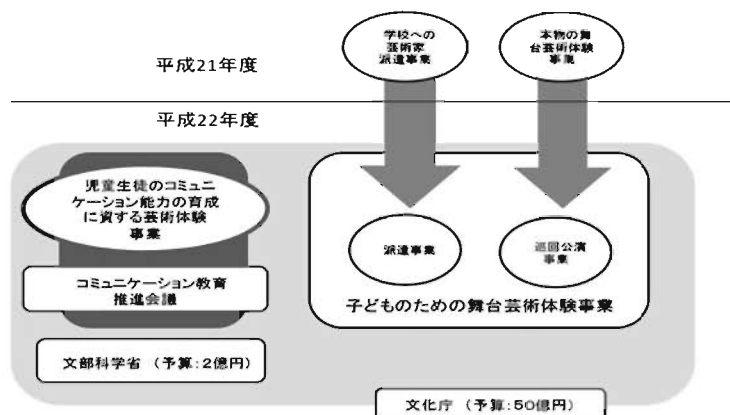


図4 「芸術表現体験事業」と類似事業との関係
 （作図：児玉・出典：文化庁，2010）

図3の対照表からは、「芸術表現体験事業」が、コミュニケーション能力の育成を謳いながらも、実は実演家雇用の確保を主眼とした革新的な事業であるということが読み取れる。例えばそれは、文化庁新事業で「原則3回以内」となっている実施回数が、計画的・継続的な実技指導を実施する文部科学省新事業では、「原則として3回以上12回以内」となっている点である。同じくそれは、文化庁新事業で「優れた活動を行っている芸術家」となっている派遣講師の条件が、文部科学省新事業では「特定非営利法人や劇団に所属する芸術家」となっている点である。同じくそれは、文化庁新事業で広く文化までを網羅している派遣分野が、文部科学省新事業では分野を特定し、「演劇，ダンス・舞踊，伝統芸能，大衆芸能等」となっている点である。同じくそれは、文化庁新事業で上限5万円となっている経費が、文部科学省新事業ではその8倍の40万円以内となっている点である。これらが、「芸術表現体験事業」の新しさであり、平田の考える実演家の雇用確保の仕掛けでもある。

しかし、同時に募集が始まった二つの事業の違いは、応募（募集）要項等を見比べただけではわかり難い。宮崎県教育委員会の担当者へのインタビュー調査によれば、すでに今年度の応募の際に、「芸術表現体験事業」と「派遣事業」との混同が見られたそうである。「芸術表現体験事業」のスムーズな実施のためには、学校現場への丁寧な説明が必要となる。また、図3の比較項目「5 教育課程」に示したように、文部科学省新事業は、事業内容を指導計画に位置づけて実施することになっている。これも、スムーズな実施のために学校が解決しなければならない課題であろう。以下にそれについて述べる。

文化庁の旧事業（「学校への芸術家派遣事業」及び「本物の舞台芸術体験事業」）や、日本芸術院の「子ども夢・アート・アカデミー」等は、学校においては鑑賞教室として実施されてきた。「学校における鑑賞教室に関する実態調査報告書2008年版」（日本芸能実演家団体協議会，2008 a）によれば、学校における鑑賞教室の位置づけは、「学芸的学校行事として」が72.0%（n=13,943，以下，同数.）と最も高く、次に「教科の授業として」（15.2%）が高い。その鑑賞教室が位置づけられている教科は、「音楽」が72.4%と最も高く、次に「国語」（22.5%）が高い。そのためか、学校における鑑賞教室の担当者は、音楽科の教員という学校が多い⁴¹。また、学校における鑑賞教室で取り扱う作品の種類は多様（17種類）で、現代演劇が24.8%と最も高く、室内楽（12.7%）、ミュージカル（10.2%）と続く（日本芸能実演家団体協議会，2008 b）。これらを「芸術表現体験事業」が特定した分野（前述）に分類・グラフ化したものが図5（作図は高橋）である。「音楽」を含む「その他」が65.1%と最も高い。これら学校における鑑賞教室に関する実態がある中での、演劇，ダンス・舞踊に分野を特定した「芸術表現体験事業」の実施となる。実施する際にまず予想される問題は、担当する教員についてである。前述したように新事業が特定する分野に「音楽」はない。新たに特定した分野（演劇，ダンス・舞踊等）を「教科の授業として」取り扱う際には、これまでの鑑賞教室に倣い、総合的な学習の時間（もしくは国語科）と体育科と言うことになるのであろう。しかし、教育課程に位置づいてきたダンスにしても、体育科の一つの領域であり、スポーツ種目を専門とする体育科の教員に、芸術教科の音楽科の教員と同じように、芸術家等による実技指導等への対応を期待することは難しい。演劇を担当する教員も然りであろう。「芸術表現体験事業」が、演劇，ダンス・舞踊の分野に特定した事業であることを教育現場に周知する方策と併せて、演劇やダンスに詳しい（担当することができる）教員を養成するための方策が今後の課題の一つである。

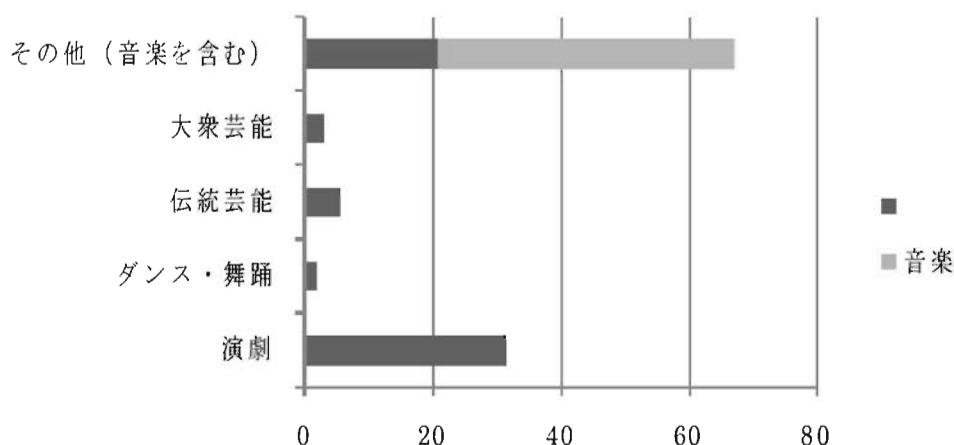


図5 2007年度学校における鑑賞教室の分野別作品数
(作図：高橋・出典：文化庁，2008 b)

4 コミュニケーション教育推進の問題点

次に、公開されている「推進会議」の議事要旨及び推進会議における主な意見、WGにおける主な意見等から、ダンス及び舞踊教育にかかわる発言を抽出し、なぜ「推進会議」の委員に舞踊教育の専門家が入っていないことを問題にしなくてはならないかについて述べる。

第1回の「推進会議」(文部科学省 2010 g)では、その冒頭で、文部科学省初等中等教育局の伯井教育課程課長から、現行の学習指導要領及び新学習指導要領と合わせて、演劇・ダンスということに限った学習指導要領における記述を整理した資料が配布された。体育では、①従来から表現運動等を指導することになっていること、今回の改訂で、②保健体育の中のダンスを、今までの選択的な実施から、1,2年生間の必修にしていること、等の説明がなされた。

しかし、第1回の議事要旨にある発言を見る限りでは、会議の中でダンスや舞踊教育について触れた委員は3人であった。東京芸術劇場副館長の高萩宏氏と、NPO法人芸術家と子どもたち代表の堤康彦氏、そして目黒区立第四中学校長の牛島順子氏が、それぞれの専門から学校ダンスを話題に取り上げていた⁴⁵⁾。そこで、この3人の中から、演劇・ダンス系の劇場である世田谷パブリックシアターで制作を担当していた高萩氏の発言内容を取り上げ、他の分野から今日の舞踊教育がどのように見えているかについて探った。以下に該当すると思われる部分の引用を示し、それと実際の舞踊教育との相違点を示していく。引用文の下線は筆者らによる。

1) 下線「演劇やダンスを嫌いになってしまう人が多いという話を多く聞きました」について

- ・・・学校時代に演劇鑑賞とかで無理やり見せられることで、演劇やダンスを嫌いになってしまう人が多いという話を多く聞きました。劇場としては、演劇好きな人を育てようということが最初だったので。

前掲の図5でも明らかなように、2008年度の調査では、演劇とダンス・舞踊では実施作品数に大きな差が見られる。その傾向は2002年度の調査結果でも変わらない(日本芸能実演家

団体協議会，2008 b).

「現代演劇」	2008年度	24.8%	—	2002年度	27.7%
「バレエ・ダンス」	2008年度	0.8%	—	2002年度	0.9%
「日本舞踊」	2008年度	0.3%	—	2002年度	0.3%

こうした傾向は，現在のようにダンスが子どもたちの身近ではなかった15年前（高萩氏は，1996年に世田谷パブリックシアターのゼネラルプロデューサーに就任している）は，さらに顕著であったと思われる。したがって，高萩氏が“多く聞いた話”の対象は，ダンス・舞踊というよりは演劇を取り上げた鑑賞教室についてだったのではないかと推測する。

2) 下線「学校にぜひ表現の時間とかそういう時間をつくってこないか」及び「先生方の国語研究会」について

・・・学校にぜひ表現の時間とかそういう時間をつくってこないかということをして1997年のころにお願いしたときは、「とても学校は忙しい。来てくれても、とても時間はありません。」と言われました。・・・<省略>・・・その後何回も、教育委員会の人とも話したり、先生方の国語研究会とかというところに行ったりもしました。教科書の中に戯曲とか載ったりはしているのですけれども「・・・カリキュラムをこなすだけで大変なのです」と言われていました。

・学校ダンスでは，表現の時間は，1997年当時も今も，表現運動の内容「表現」として体育科の中で取り扱われている。

・カリキュラムの中で取り扱われてきた学校ダンスは，古くは1962年の「清里研究会」（1962年～）に始まり，その後も教員を対象とした授業研究会が全国各地で実施されている（高橋，2009 b）。そうした研究会等の情報が，体育に止まらずに他の分野の関係者にも広く伝わっていたら，高萩氏の働きかける対象も違っていたはずである。

3) 下線「体を使って表現するということは，小学校，中学校の教育の中では，課程としてはとり上げられていなかった」及び「幼稚園まではお遊戯の時間とか，みんなで体を動かすことがあった」「教科の中だと，国語なのか，音楽なのか，体育なのかわからない」について。

・・・体を使って表現するということは，小学校，中学校の教育の中では，課程としてはとり上げられていなかったのだと思うのです。幼稚園まではお遊戯の時間とか，みんなで体を動かすということがあったと思うのですけれど，小学校になると，教科の中に入ってこない。教科の中だと，国語なのか，音楽なのか，体育なのかわからないみたいなことで，多分，そういうことを教えるというところから落ちてしまったのだらうと思います。

- ・「体を使って表現するということ」＝演劇の場合は、高萩氏の発言の通りであろう。「体を使って表現するということ」＝ダンスの場合は、繰り返しになるが、体育科の表現運動の内容「表現」として、また保健体育科のダンスの内容「創作ダンス」として、学校教育で取り扱われている。
 - ・「お遊戯の時間」＝演劇であれ、「お遊戯の時間」＝ダンスであれ、幼稚園では、そうした活動は、音楽も含めて保育内容「表現」として取り扱っている。
 - ・文脈からすると、「みんなで体を動かすということ」＝演劇を指していると思われる。その場合は、演劇は未だ教育課程に位置づいていないため、今後、国語科、音楽科、体育科のいずれかの内容として取り扱われるか、新教科を立ち上げてそこで取り扱うことになるう。
- 4) 下線「何か形になりましょう」及び「相手と2人組になって何かやりなさい」及び「人によって少し違っているということ」で別に構わないについて

・・・シャエイクというのは「何か形になりましょう」というものです。子どもにボールとバットになりなさいと言ったら、ぱっとボールとバットの形になる。「相手と2人組になって何かやりなさいね」と言ったら、相手がボールになったらバットになるという風に、どんどん形をつくっていきます。・・・<省略>・・・人によって少し違っているということで別に構わない。何が正解かを絶対に言わないでやっていくという感じです。

- ・下線と同様の活動が、表現運動の「表現」でも行われている。「表現」では、「いろいろな題材の様子や特徴をとらえて、そのものになりきって踊る」や「2人組で対比する動きや対立する動きを組み合わせたりして踊る」となる(小学校学習指導要領解説体育編, 2008)。
- ・表現運動の「表現」の場合も、「自分で選んだり見つけたりして」(低学年)、「自分の能力に合った動きを選び」(中学年)、「自分やグループの課題に応じた動きを選んだり構成を変えたり」(高学年)と学習指導要領解説体育編(2008)に示されているように、“違うこと”“個を活かすこと”を前提とした学びとなっている。

5) 下線「1人」, 「何人か」, 「グループで発表する」について

・・・全員で何かの形をやってもらいますと言って、まず1人の発想でやっていく。そのうちに何人かでやってくださいということになります。隣の人と何かやらなくてはいいない。・・・<省略>・・・今度はグループに分かれて、「グループで発表してください」と言うと、何人かの人たちが集まって、グループで発表する。・・・<省略>・・・本当に正解があるわけではないので、いろいろな形を子どもたちがやるということです。

- ・表現運動の「表現」の場合も、学習の進め方は、一人で動くからグループで動く、そしてグループで小作品（ひとまとまりの動き）をつくって発表する。グループの人数は、低学年の2～3人から高学年の7～8人まで、発達に合わせて増えていく。

6) 下線のそれぞれについて

- ・・・ペースは・・・<省略>・・・集団で発表する。大体、5,6人のグループに分かれてもらって、何かの形をみんなで考えてつくっていく。子どもたちがその形を、いろいろな工夫してつくってみる。それを発表してもらって、ほかのグループの人たちが当てていくということをやっていく。これはやっている、体をつかってやるということもあって、非常にお互いに、話し合いをしなければいけないとか、いろいろな形でコミュニケーションがよくなっていくのです。それからだんだん、物語をつくってとか、それを構成していくとかということに発展していくこともあるのですけれども、基本的にはこのような形のことをやっていく。
- ・下線のそれぞれは、「表現」や「創作ダンス」のグループによる作品づくり及び見せ合いの活動に該当する。体育にありながら、「表現」や「創作ダンス」は、“踊る”だけではない、“創る”“観る”といったダンスの丸ごとを体験する学習である。

7) 下線「自分でやるということはできるのですけれど」について

- ・・・やれる人の数が非常に不足しておりまして、演劇とかダンスとかというと、自分でやるということはできるのですけれども、それを教えるというか、一緒にやっていく、こういうことを指導していくというか、こういうやり方で子どもたちと何かをやっていくのだということについての、やれる人が非常に不足している現状です。
- ・小学校にダンスの専任教員はいない。表現運動の「表現」の場合も、他の教科や体育の他の種目と同様、特別な事情がない限りクラス担任が指導する。しかし、高橋がこれまでに出会った教員の中には、演示は苦手でも、子どもたちと一緒に表現の世界を拓いたり、子どもたちから身体表現を引き出したりといった学習指導を得意とする教員も少なくない。

演劇からの、しかも1例についての感想ではあるが、学校ダンスのあり様が、他の分野の専門家からは全くと言ってよいほど見えていない（あるいは、見せてもらえないということも考えられる）ことに気づかされる。議事要旨に、「推進会議」の委員に舞踊の専門家がないのは問題だといった類の発言がないことが、当然と思えてしまうほどの実態である。しかし、専門性の集まりである「推進会議」等に舞踊教育を専門とする委員がないことの重大さは、先の高萩氏の発言内容からも明らかである。殊に学習プログラムの開発を担当する教育WGに舞踊教育の専門家がないということは、新しい学習プログラムに、現行のカリキュラム（「表現」及び「創作ダンス」）の学習内容や、これまでの実証的実践的研究の成果が活かされないことを意味する。これについては、舞踊教育に携わる者として、大いに危惧している。

意図を持って演劇とダンス・舞踊に分野を特定した「芸術表現体験事業」が、学校ダンスの実態にそぐわないということで、学校現場で活用されないといったことにならないためにも、「推進会議」等の設置者である文部科学省は、会議及びWGへの早急な委員（舞踊教育専門家）の追加委嘱を取り行うべきであろう。

5 振付家・ダンサーによる表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等の実施の在り方

第3章では、「芸術表現体験事業」が、コミュニケーション教育の推進を謳いながら、実は実演家の雇用確保を目的とした革新的な事業であること、そうした新しさが逆に学校現場での対応を難しくしていることを指摘した。続く第4章では、分野を演劇とダンス・舞踊に特定しているにもかかわらず、事業の内容等を検討する「推進会議」等の委員に舞踊教育の専門家が入っていないこと、またそれを問題であると捉えている関係者がいないことを指摘し、そのことが事業や学校ダンスに及ぼす影響について予想・指摘した。そこで本章では、平成23年度のダンスでの試行を前提に、それに向けて解決すべき問題点を示し、それを解決するための手立てについて考察する。

1. アーティストの豊かな体験を用いたプログラムの実施

「芸術表現体験事業」は、平田（青年団，2010）が内閣官房参与に就いたことで突如立ち上がった事業である。しかし筆者らは、すでに平成16年度から、アーティストの豊かな体験を用いた授業づくりに取り組み、これまでに様々なプログラムを開発・報告している（前述）。そのメインとなるプログラムが、ダンス・ユニット「んまつーポス」と共同で取り組んだ以下の3つの実践である。

第1に取り組んだプログラムが、ダンスの教材開発である。その詳細は、「アーティストが創るダンスの授業～中学校ダンスの必修化に向けて～」（高橋・児玉・長尾，2008）で報告した。

次に取り組んだプログラムが、学習者及び指導者のダンス体験の乏しさが原因の躓きを防止し、子どもたちの表現の世界を拓くことを目的に実施した、「んまつーポス」による学校（園）でのダンスワークショップ及びコンテンポラリー・ダンスの鑑賞教室である。図6（作図：高橋）は、「学校でコンテンポラリー・ダンス鑑賞教室」のポンチ絵である。

「んまつーポス」は、次代を担う若手アーティストとして県内外で活動する、宮崎県出身の男性ユニットである。全国レベルのコンクール等での受賞や、海外での招聘公演等のダンス歴を有する。また、メンバーの一人は、教育学修士であり保健体育科の教員免許を持つ。同じくメンバーの一人は、小学校、そして保健体育科の教員免許を持つ。こうした経歴の「んまつーポス」は、「芸術表現体験事業」の講師に求められる条件（文部科学省，2010 a）をすでに満たしているアーティストであり、本研究の共同研究者にふさわしいアーティストと言えよう。

そして、第3のプログラムが、“学校でコンテンポラリー・ダンス鑑賞教室”に対する学校と教員の固定観念（低学年には難しい、何をやっているのかわからないのでつまらない、等）を崩すことを目的に作成したリーフレット（図7）である。

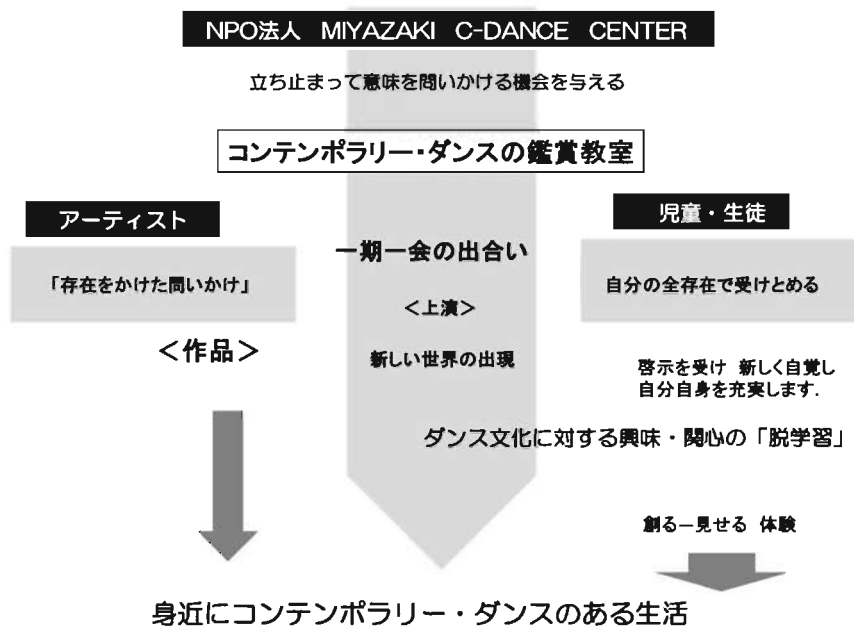


図6 「小学校にコンテンポラリー・ダンスがやってくる」の期待される効果（出典：高橋，2009 a）



図7 リーフレット「学校でコンテンポラリー・ダンス 鑑賞教室」（表紙）（デザイン：児玉孝文）

県内外を問わずに、機会を捉えてリーフレットを配布した結果、リーフレットを見た学校関係者や教育関係者からの、鑑賞教室開催についての問い合わせが徐々に増えている。また、初年度（平成20年度）は小学校1校の実施が、平成21年度では1園・2小学校に増え、今年度は中学校を含む4校の実施となっている。また実施校の所在地も、県央から県南へ、さらに県北から県外へと徐々に広がっており、リーフレットが、コンテンポラリー・ダンス鑑賞教室に対する関係者の関心を引き出していることがうかがわれる。

リーフレットの内容は、児童の感想文と鑑賞教室の説明，ワークショップの説明，アーティストの紹介で構成されている。以下に示す。

i) 児童（小学2年生）の感想

「わたしは、はじめてダンスを見て、ちょっとむずかしいなと思いました。考えてみると、ちょっとわかりました。ダンスはおもしろいものかなと思いました。また見たいです。」

ii) 鑑賞教室の意味

「ダンスに限らず、ベテランの教師でも見たことがないものを言葉で説明することは難しいものです。もし、美術館で絵や彫刻を鑑賞するように、あるいは演奏会で生演奏を聴くように、子どもたちが一度でも「ダンスを観る」という体験をしていれば、まずは言葉でダンスを説明してから学習に入るという遠回りは不要です。」

「また、画集で絵や彫刻を見ただけでは伝わらない感動があるように、ダンスもまた映像では伝わらない「等身大の身体だから伝わる感動」があります。そうした感動がどれだけ学習者のモチベーションを高めるかは、大概の指導者ならば、体験的に分っています。小学校6年間の1回もしくは2回、これまでは演劇や音楽等がその内容であった鑑賞教室で「ダンス」を取り上げてみませんか。もうそれだけですべての子どもたちが等身大のダンスを観たことになります。」

「また、小学校でのコンテンポラリー・ダンスの鑑賞体験は、中学校ダンス必修化へのスムーズな移行（または、小中連携の取り組みの一つ）につながります。」

iii) ワークショップの意味

「このワークショップは、テレビなどで商品化されて消費されていくダンスにあこがれる子どもたちの脱学習を目指します。立ち止まって考えるプロセス（＝コンテンポラリー・ダンス）を通して教育してみませんか。舞台芸術に拓かれていく子どもたちを誕生させます。」

iv) アーティスト

「大学に入学後にダンスに出会い、その世界に魅了されダンスの世界へ。スポーツと芸術の接点（それぞれの最先端）で新たな表現の世界を拓くべく、考える肉体の美しさを追求する。」

2. ワークショップを希望するアーティストのための研修モデル

NPO法人 Japan Contemporary Dance Network が主催する勉強会（2012年より中学校教育の中で完全必須化される“ダンス”コンテンポラリー・ダンスからのアプローチを考えるための勉強会）のための研修モデル「学校におけるダンスとコンテンポラリー・ダンスの可能性について」を作成した¹⁶⁶。研修モデルのコンテンツは、宮崎大学教育文化学部学校教育課程の授業科目「実技（ダンス）指導法Ⅱ」で取り扱う内容をベースに、ワークショップを行うアーティストに求められること（＝「んまつーボス」が学校におけるワークショップで求められたこと）で構成している。以下に示す。

研修モデル「学校におけるダンスとコンテンポラリー・ダンスの可能性について」(パワーポイント)

スライド1：はじめに

- ・ダンスは、学校教育の中では「体育科」「保健体育科」の中で取り扱われています。学校の中にダンスという芸術教科はありません。芸術教科は、音楽と美術（図画工作）です。
 この際、ダンスも芸術教科にしてしまおう・・・それは「今」は無理です。今、できること・・・それは現状の改善です。学校（教員）とアーティストが協働すれば、体育で扱うダンスはもっと楽しくなります。
- ・あなたは愛煙家ですか？近年、敷地内禁煙の学校が増えています。1時間の授業はふつう45分から50分です。あなたが愛煙家の場合は、1時間、喫煙を我慢していただけますか？
 あなたは、いわゆる茶髪ですか？特に中学校の中には、生徒の茶髪や服装について禁止している学校があります。学校側の事情を理解し、対応していただけますか。
- ・あなたは“時には体罰も仕方ない派”ですか？学校は体罰禁止です。また、「体」には“心”も含まれています。子どもたちが悪いことをしても体罰はしないでいただけますか。

スライド2：ダンス文化における学校ダンスの位置づけ

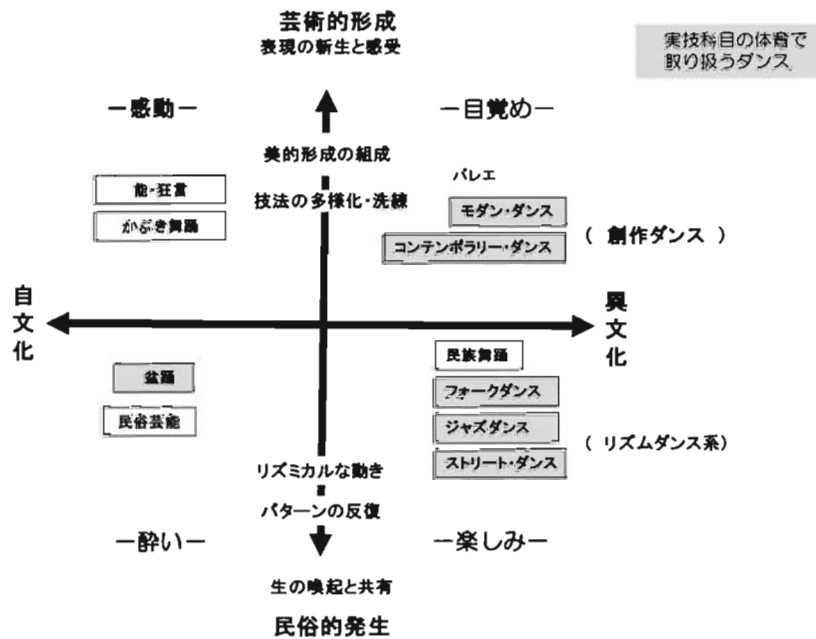


図8 学校文化で扱うダンス
 (作図：高橋・出典：松本, 1992 a)

スライド3：アーティストが参画可能な活動

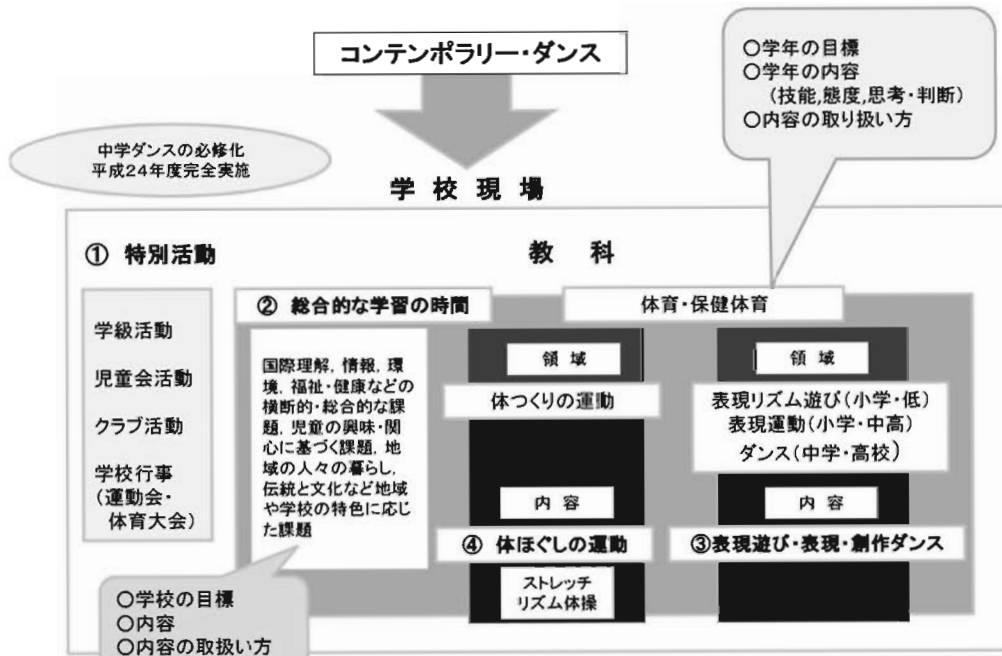


図9 アーティストが参画可能な学習活動

(作図：高橋)

スライド4：学校ダンスの歴史

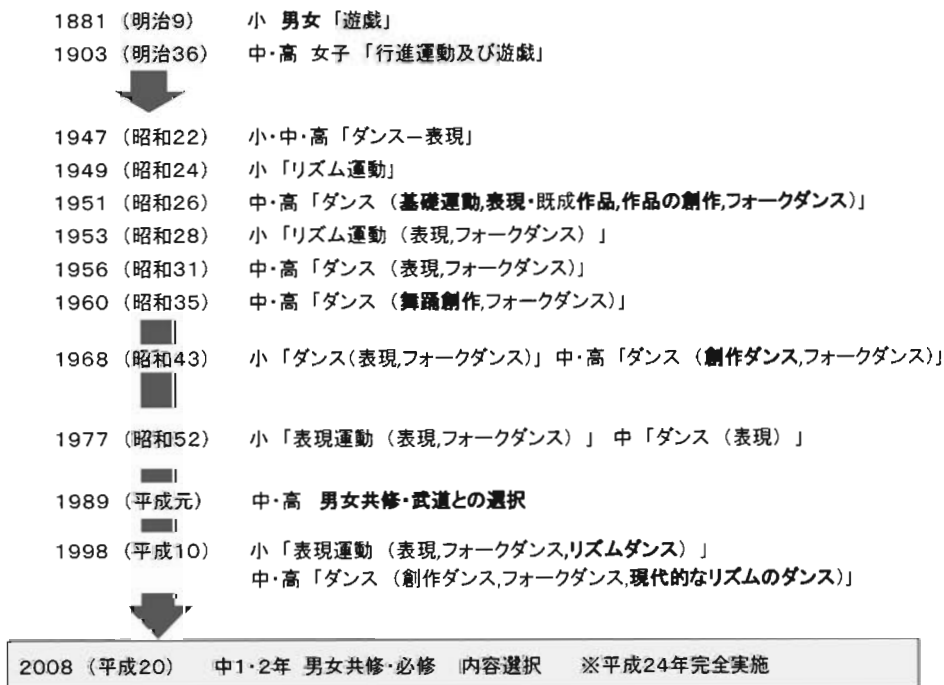


図10 学校ダンスの歴史

(作図：高橋・出典：松本, 1992 c)

スライド5：小学校体育科「学習指導要領」と中学校保健体育科「学習指導要領」及びその解説（省略）

スライド6：学校ダンス（創作系）の学習内容及び発達段階別達成目標及び評価

小学校低学年 表現あそび

次の運動を楽しく行い、題材になりきったり踊ることができるようにする。
身近な題材の特徴をとらえ全身で 踊ること。

小学校中学年 表現

次の運動の楽しさや喜びに触れ、表したい感じを表現したりして踊ることができるようにする。
身近な生活などの題材からその主な特徴をとらえ、
対比する動きを組み合わせたり繰り返したりして 踊ること。

小学校高学年 表現

次の運動の楽しさや喜びに触れ、表したい感じを表現したりして踊ることができるようにする。
いろいろな題材から表したいイメージをとらえ、
即興的な表現や簡単なひとまとまりの表現で 踊ること。

図11 学校ダンスの学習内容と目標・評価—小学校—
(作図：野邊・出典：小学校学習指導要領解説体育編，2008)

中学校 第1学年・第2学年 創作ダンス

感じを込めて踊ったりする楽しさや喜びを味わい、
イメージをとらえた表現を通じた交流ができるようにする。
多様なテーマから表したいイメージをとらえ、
動きに変化を付けて即興的に表現したり、
変化のあるひとまとまりの表現にしたりして踊ること。

中学校 第3学年 創作ダンス（選択）

感じを込めて踊ったりする楽しさや喜びを味わい、
イメージを深めた表現を通じた交流 や発表ができるようにする。
表したいテーマにふさわしいイメージをとらえ、
個や群で、緩急強弱のある動きや空間の使い方に変化をつけて即興的に表現したり、
簡単な作品にまとめたりして踊ること。

図12 学校ダンスの学習内容と目標・評価—中学校—
(作図：野邊・出典：中学校学習指導要領解説体育編，2008)

スライド7：学校ダンスの実態と課題

- ・「ダンス」と聞いて、子どもたちが思うダンスは、いわゆるEXILEなどのダンスである。
- ・特に「創作ダンス」に対しては、未だレオタードや“女子のするもの”といった古いダンス観から抜け出せない教員がいる。
- ・「創作ダンス（表現）はつまらない」と思っている子どもが多い。同じく、自分の子ども時代の体験から、「創作ダンス（表現）はつまらなかった」と思っている教員が多い。
- ・「表現」や「創作ダンス」の指導は難しい、子どもたちがつくったダンスをどう評価してよいかわからない教員が多い。
- ・「表現」や「創作ダンス」は“なりきらないといけない”や、“自分を出さないといけない”と勘違いしている教員が多い一方で、それが“恥ずかしい”と思っている子どもも多い。
- ・教員も子どもたちも、ダンス（コンテンポラリー・ダンスやモダンダンス）を観たことがない。
- ・子どもたちの日常にコンテンポラリー・ダンスやモダンダンスがない。テレビでめったにしか放映されない。他ジャンルに比べて生で鑑賞する機会や習慣がない。

スライド8：アーティストが参画する方法

- ①オリエンテーションの中で、コンテンポラリー・ダンスについて紹介する。
- ②教師と協働で、“TA”（教師をアシスタントする立場）として授業づくりに参加する。

1時間の研修の試行後に、勉強会の参加者（約20名）と内容について検討会を行った。参加者の顔ぶれは、学校関係者、アーティスト、アートNPO法人、劇場等である。

試行に対し、NPO法人芸術家と子どもたちのプログラムASIAS（エイジラス）の経験者であるアーティストは、指導計画に則して作成した研修モデルについて否定的に評価した。ASIASは、子どもたちだけではなく、アーティストにとっても、子どもたちと関わりを通して表現を深める機会となるように設定されている。それと比べると、研修モデル（授業の一環）は、アーティストの満足感や達成感への配慮が不足していることは否めない。アーティストの試したいことと“学校で行われていること”との兼ね合いが今後の課題である。

それに対し、新たに学校でのワークショップを希望するアーティストからは、殊に教科教育の視点をもつことができたので安心して子どもたちと関わるができる、といった肯定的な評価を得ることができた。

教師ではない特別な存在がアーティストであり、“学校で行われていること”を尊重しつつ、「表現活動のファシリテーター」⁴⁷としてのモチベーションが高まるような研修モデルの改善が今後の課題である。

6 おわりに

セミプロレベルの実演家の雇用確保を目的とした「芸術表現体験事業」は、未だ一度も学校教育のカリキュラムに位置づいていない演劇からの反撃とも捉えることができる。文化行政の改革を予感させる事業である。ある意味、教員の道を閉ざされた演劇でなければ考えつかない、

雇用の確保を前面に押し出した事業と言える（第3章）。そうした演劇と異なり、ダンスは、教育課程に位置づいてはいる。しかし、音楽や美術などの芸術教科でもなく、体育科や保健体育科の一領域である。しかも「芸術表現体験事業」の対象とする学びは、一領域の中の3つの内容の一つ（「表現」及び「創作ダンス」）でしかない。第4章では、そうした「表現」や「創作ダンス」が、他の芸術からは、“学校で行われていること”が見えない、カリキュラムにない演劇と同じ、あるいはそれ以下のように捉えられている分野であることを、演劇を例に述べた。さらに、「芸術表現体験事業」において、一見すると演劇と同じチャンスを与えられたかのように見えるダンスが、実はそうではなかった（「芸術表現体験事業」を推進する委員に舞踊教育の専門家が委嘱されていない）ことを指摘し、このままダンスが手をこまねいているべきではないことを、学校ダンスの歩みから述べた。

そして、演劇との差別化を図ることも含めて、舞踊教育から、教育課程に位置づいているダンスの実績を活かした芸術家のための研修モデルを試行し、その結果を第5章で報告した。

今後の課題は、一つ目は、「芸術表現体験事業」が、演劇、ダンス・舞踊分野に特定した事業であることを教育現場に周知する方策と、演劇やダンス分野を担当することができる現職教員を養成する方策を検討することである。二つ目は、教師ではない特別な存在がアーティストであり、“学校で行われていること”を尊重しつつ、「表現活動のファシリテーター」としてのモチベーションが高まるような研修モデルを提供することである。三つ目は、文部科学省に対し、「推進会議」及びWGの委員（舞踊教育専門家）の追加を早急に要請することである。そのためにも、広くダンス及び舞踊教育の関係者の「芸術表現体験事業」及び「推進会議」に対する関心を高めることが四つ目の課題となる。

63年も教育課程に位置づきながら、ダンス分野に近い演劇の専門家も知らない「表現」や「創作ダンス」の学習について、反省を含めて、これまで以上に積極的にカリキュラムに位置づいていることや、クリエイティブな活動を取り扱っていることを、芸術のシーンで発信していく必要性を痛感している。

自分がやることが前提の体育の中では、自分が踊り、自分が創り、自分たちが創ったものを友だちと見せ合う活動で学習が完結する。また、評価の対象も、子どもたちの活動及び創作のプロセスとなる。創ることや踊ることに満足してしまい、鑑賞することに興味・関心のない子どもたちを輩出してきたダンスの問題は、新たに教育課程での可能性を探ろうとしている演劇にとっての半面教師となるはずである。

最後に、これまではダンスが目的であった学びが、「芸術表現体験事業」に寄りかかり過ぎて、「コミュニケーション教育推進のため」の手立てになってしまうことについての危惧を明記しておきたい。コミュニケーション能力の育成に役立つからといった理由ではなく、ダンスそのものを目的的に学んだ結果、コミュニケーション能力が育成されるような授業づくりを、学校ダンスの今後に期待したい。またそれは実演家の雇用の促進についても言えることであり、子どもたちが芸術を目的的に学んだ結果、実演家の雇用の促進が促進するような授業づくりを大切にしていきたい。

註

- 註1) 文部科学省は、平成20年3月28日の中学校学習指導要領の改訂で、新学習指導要領の中学校保健体育において、武道・ダンスを含めたすべての領域の必修を告示した。現行の学習指導要領での取り扱いは、武道又はダンスの領域選択となっている。なお、中学校から新たに扱われる武道と異なり、ダンスの場合は、小学校体育の表現運動領域の学習内容が基礎基本となり、中学校のダンスへと発展する。舞踊教育の関係者の多くの目が、新たに必修となる中学校ダンスに向かう中、筆者らは、中学校ダンスの基礎基本となる表現運動の指導の充実が、中学校ダンス必修化に向けた早急に解決すべき課題であるとの考えから、外部指導者（アーティスト）を活用した授業づくりを提案・実践している。
- 註2) 中学校ダンスの必修化の告示に伴い文部科学省が打ち出した各教育委員会に対する支援が、「学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校」である。これは、平成24年度からの新学習指導要領の完全実施に向けた武道・ダンスを安全かつ円滑に実施できるよう、地域の指導者や団体・武道場等を活用することで、中学校における武道・ダンスの指導の充実を図るために行う実践的研究である（文部科学省，2010 d）。宮崎県の場合も、県教育委員会は、先の告示の翌年度から、武道の指導の充実を図るための取組を実施している。しかし、ダンスについての取組はない。それに対し、筆者らは、大学の舞踊学研究室が中心となり、附属学校園との共同研究を行い、地域のアーティストと連携させた授業づくりの可能性及び中学校ダンス必修化に向けた指導の整備の問題を明らかにし、宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター紀要に報告した（高橋，2008・高橋，2009 a・高橋，2009 b・高橋，2010 b）。
- 註3) 連携・普及WGの樋口貞幸委員（NPO法人アートNPOリンク事務局長）は、分野を特定した「芸術表現体験事業」について、以下のように延べている。該当部分を引用して示す。
「派遣分野（専門分野）の撤廃。現在の制度では、派遣分野をおもに「演劇，ダンス・舞踊，伝統芸能，大衆芸能など」と指定し，その他分野を注釈にて「実施可能」としている。ネットいじめ等に対し教育現場におけるメディアリテラシーに関するメディアアートへの取組みが見られるほか，諸外国等言語の通じない子どもたちのコミュニケーションを育む音楽や身体表現による取組みなどに加え，幅広く領域を横断したアートの表現によるワークショップが展開され成果をあげている。特定分野の芸術支援事業ではなく，子どもの育成に資する芸術表現体験事業の主旨に則り，分野を分類した表記は不必要である。」
- 註4) 筆者らは、これまで県内の小・中学校に「学校でコンテンポラリー・ダンス鑑賞教室（後述）」の実施について説明してきたが、その相手は、多くは音楽教科の教員であった。多くの学校では、音楽教科の教員が、ダイレクトメールや、他校や研究会等で聞いた評判から実施する団体等を選定し、学校長が検討・決定するという「自校で独自に決める」形を取っていた。鑑賞教室に関する実態調査（2008）でも、「自校で独自に決める」が64.8%（n=13,943）と最も多く、恐らく他県も宮崎県と同様の選定・決定がなされていると推測される。
- 註5) 「推進会議」及びWGの委員のうち、その発言の中で、演劇とダンスとを区別している委員が堤康彦氏（NPO法人 芸術家と子どもたち）である。以下にその部分を引用して示す。
「言語面における理解や表現に課題を抱えている子どもたちや、頭でっかちに成長している子どもたちに、言語コミュニケーションのみに特化してワークショップをすることは、彼らを逆にますます追い込んでしまう可能性がある。むしろ、言語で考えるの前に、身体感覚を研ぎ澄ませ、他者との関係や周辺の環境を皮膚感覚で感じ取り、身体でコミュニケーションしていくことが大切と思われる。」「身体を使った表現を中心に活動する芸術家等を積極的に登用する。ダンスアーティストはもちろん、音楽や美術分野でも身体に着目して創作活動をしてい

る芸術家等は多くいるので，そのような人たちが学校に行く機会を多くする。また，演劇分野でも当然，身体性は大きな要素であるので，言葉だけではない，身体表現としての演劇に着目していくことが大切と思われる。」

堤氏の発言にある，言語コミュニケーションのみに特化したワークショップに対する危惧については，本文の「おわり」で述べているように，筆者らも同様の危惧を持っている。ここに，「芸術表現体験事業」が，演劇ではなく，「演劇，ダンス・舞踊」とした意図があり，そのためにも新事業に対するダンス関係者の興味・関心を早急に高めることが重要となる。

同じく，「推進会議」及びWGの委員のうち，その発言の中で，学校におけるダンスの実態について紹介していた委員が，牛島順子委員（目黒区立第4中学校校長）である。以下にその部分を引用して示す。

「演劇・ダンス等の芸術表現を用いたコミュニケーション活動の意義や有効性については概ね理解されている。① 不登校の子供や寡黙な子供，問題行動を起こす子供たちでも，好きな演劇やダンスに夢中になり，皆で協力して創り出す上で，かかわりを深めることができるし，感動体験を共有することができる。② 観客も出演者の熱心な練習の成果や個性の開花に大いに刺激を受ける。③ 詞から，数々の表現を学ぶことができるし，美しい日本語を覚えることもできる。しかし，現状では中学校では学校5日制以来，授業時間の確保が前提にあるため，各学校で行事の精選が進められている。そのため，文化祭などの行事も簡略化されており，演劇やダンス等の上演をしている学校は非常に少ない（1割程度かそれ以下）。選択教科の国語で朗読をしたり，弁論大会で意見を発表したりする活動は少しではあるが広がりを見せている。部活動のひとつとして演劇部やダンス部の活動があり，熱心な顧問のいる学校では存続している。人気のある部活動であるが，割合としては非常に少ない。全校生徒を対象として，劇団の公演を鑑賞できる機会の充実を望む声が多い。3年間に1度でもあれば啓発につながる。」

牛島氏が期待するダンスの効果は，体育や保健体育で取り扱うダンスと言うよりは，特別活動で取り組むダンスに対してであり，それは一部のダンスの活動に積極的な子どもたちのダンスについての期待である。それに対し，本研究がダンスの効果を期待する子どもたちは，ダンスに興味・関心の低い子どもたちを含む，全ての子どもたちである。

註6) 「2012年より中学校教育の中で完全必須化される“ダンス”コンテンポラリー・ダンスからのアプローチを考えるための勉強会」（主催：NPO法人Japan Contemporary Dance Network）の第一部「学校におけるダンスと，コンテンポラリー・ダンスの可能性について」に，筆者ら3名がそれぞれ以下の立場で，スピーカーとして参加した。

児玉 孝文（ダンスユニット・んまつー波斯 代表）

野邊 壮平（NPO法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTER 代表理事）

高橋るみ子（宮崎大学教育文化学部教授・ダンスグループ「踊るスポーツマン」主宰）

註7) 社団法人日本芸能実演家団体協議会が主催する「実演家対象の事前研修」では，表現活動のファシリテーターとして，ガイド&ナビゲーター役，シェルパ役，課題提供者役，ディレクター，仕掛け人，パフォーマー，校正者＝劇作家，演出家，舞台監督，リーダー，積極的な観客を挙げている。

引用文献

- 1) 文化庁 (2010 a). 「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」のポンチ絵, 平成22年度子どものための優れた舞台芸術体験事業説明会資料,
http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/chiikibunka/shinkou/sisaku/butai_taiken/pdf/shiryo_1.pdf 2010年2月10日, 2010年9月26日を参照.
- 2) 文化庁 (2010 b). 「子どものための優れた舞台芸術体験事業」実施要項, 子どものための優れた舞台芸術体験事業,
http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/chiikibunka/shinkou/sisaku/butai_taiken/pdf/youkou.pdf, 2010年2月22日, 2010年9月26日を参照.
- 3) 松本千代栄 (1992 a). 舞踊文化と教育, 社会文化としてのダンス—文化論, 松田岩男 (総監)・松本千代栄 (監・編), ダンスの教育学1, 徳間書店, p11 を元に高橋が作図.
- 4) 松本千代栄 (1992 b). 学校教育としてのダンス—教育論, 松田岩男 (総監)・松本千代栄 (監・編), ダンスの教育学1, 徳間書店, pp52-66 を参照.
- 5) 松本千代栄 (1992 c). Evolution of Dance in Japanese Schools (第6回国際女子体育会議報告書所収), 学校教育としてのダンス—教育論, 松田岩男 (総監)・松本千代栄 (監・編), ダンスの教育学1, 徳間書店, p67 を参照.
- 6) 文部科学省 (2008 a). 小学校学習指導要領解説体育編. 2008-9 を参照.
- 7) 文部科学省 (2008 b). 中学校学習指導要領解説保健体育科編を参照.
- 8) 文部科学省 (2010 a). 平成22年度「子どものための優れた舞台芸術体験事業 (旧「学校への芸術家派遣事業」) [「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」] 応募要領 (案), 芸術表現を通じたコミュニケーション教育の推進,
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/02/05/1289958_02_3_1.pdf, 2010年2月5日, 2010年9月26日を参照.
- 9) 文部科学省 (2010 b). 児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業 (文化庁「子どものための優れた舞台芸術体験事業」のメニュー) (概要), 「コミュニケーション教育推進会議」の開催について別紙,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/05/attach/1294069.htm 2010年5月20日, 2010年9月26日のデータ参照.
- 10) 文部科学省 (2010 c). 「コミュニケーション教育推進会議」の開催について, 平成22年度の報道発表,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/05/1294036.htm, 2010年5月20日, 2010年9月26日前掲を参照.
- 11) 文部科学省 (2010 d). 中学校武道・ダンスの必修化に向けた条件整備,
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1294568.htm, 2010年7月5日, 2010年8月30日を参照.
- 12) 文部科学省 (2010 d). 資料2 コミュニケーション推進会議の検討体制 (PDF), コミュニケーション推進会議 (第3回) 配布資料, 文部科学省審議会情報,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/075/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2010/08/24/1296107_1.pdf 2010年8月24日, 2010年9月26日を参照.
- 13) 文部科学省 (2010 e). 資料1 コミュニケーション教育推進会議及びWG委員, コミュニケーション教育推進会議 (第3回) 配布資料: 文部科学省審議会情報 (前掲), 2010年9月26日を参照.
- 14) 文部科学省 (2010 f). コミュニケーション教育推進会議 (第1回) 議事要旨, コミュニケーション教育推進会議, 文部科学省審議会情報 (前掲), 2010年9月26日を参照.

- 15) 文部科学省 (2010 h). 資料3 推進会議におけるこれまでの主な意見，コミュニケーション教育推進会議 (第3回) 配布資料：文部科学省審議会情報 (前掲)，
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/075/shiryo/attach/1296174.htm，2010年8月24日，2010年9月26日を参照.
- 16) 文部科学省 (2010 i). 資料4-1 教育WGにおける主な意見，コミュニケーション教育推進会議 (第3回) 配布資料：文部科学省審議会情報 (前掲)，
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/075/shiryo/attach/1296334.htm，2010年8月24日，2010年9月26日を参照.
- 17) 文部科学省 (2010 i). 資料4-2 連携・普及WGにおける主な意見，コミュニケーション教育推進会議 (第3回) 配布資料：文部科学省審議会情報，
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/075/shiryo/attach/1296355.htm，2010年8月24日，2010年9月26日を参照.
- 18) 中村恭子 (2010). 変わるダンス教育と子どもたち，女子体育，52(6)，4-5 を参照.
- 19) 日本芸能実演家団体協議会 (編) (2008 a). 学校における鑑賞教室等に関する実態調査報告書2008年版，文化庁，2008-3，59-62，書誌ID：000010226429 を参照.
- 20) 日本芸能実演家団体協議会 (編) (2008 b). 前掲，30-32 を参照.
- 21) 青年団 (2010). 新年度にあたって文化政策をめぐる私の見解，主宰者からの定期便，
<http://www.seinendan.org/>，2010年4月1日，2010年9月26日からの一部引用.
- 22) 高橋るみ子・児玉孝文・長尾麻衣子 (2008). アーティストが創るダンスの授業～中学校ダンスの必修化に向けて～，宮崎大学教育文化学部附属教育実践センター研究紀要16号，11-23 を参照.
- 23) 高橋るみ子・竹内元 (2009 a). 続・子どもが変わる表現とダンスの学習～中学校ダンスの必修化を見通して～，宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター研究紀要，17，152-253 を参照.
- 24) 高橋るみ子・今村直也 (2009 b). 表現運動の自主研修プログラムの開発と検証～創造的な教師力の向上をめざして～，宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター研究紀要，17，13-22 を参照.
- 25) 高橋るみ子 (2010 a). 学校にコンテンポラリー・ダンスがやって来る一県内254小学校での鑑賞教室をデザインするアートNPO法人の挑戦一，宮崎県における地域社会研究一「みやざき学」の構築をめざして一，宮崎大学戦略重点経費実施報告書，6，78 を参照.
- 26) 高橋るみ子・野邊壮平 (2010 b). 幼稚園から中学校までの一貫性のある豊かなダンスの学習一中学校ダンスの必修化に向けて一，宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター研究紀要，18，189-200 を参照.